

墨家經濟思想中の號令篇の位置

1 問題の提起

「墨子」の十論二十三篇に展開される經濟思想において、財の交換が、たとえば兼愛中篇に「夫愛人者、人必從而愛之。財利人者、人必從而利之」とあるように、「人を利すれば、人かならず從いてこれを利す」として、「相互應酬」、「互酬」ともいふべき性質のものとして構想されていること、換言すれば、「利」の取り交わしが、不特定多數の人々にむかつて「開かれた」空間でなされる性質の営みではなく、「利」を取り交わした相手との間、すなわち當事者相互の應酬に限定された、それ以外の空間に擴大しない「閉ざされた」空間においてなされる性質の営みであること、については別稿で指摘し

岡本光生

た。⁽¹⁾さらに「兼相愛交相利」が世に行われぬ理由を、兼愛中篇、また下篇に「何難之有。特上弗以爲政、士不以爲行故也」と「上がしないからだ」と墨家が説明していることから明らかのように、「兼相愛交相利」の最初の一撃の「起動者」は「上」、君主とされる。それにともなつて、「互酬」の起點としての君主の機能が期待され、「互酬」による財の交換は、ひとたびは君主に集中された財が民衆へ「再分配」される形態へと展開していくことも、また指摘した。⁽²⁾

財の「交換」のこのような形態に對應し、十論二十三篇は、たとえば非樂上篇に「王公大人、蚤朝晏退、聽獄治政、此其分事也。士君子、竭股肱之力、亶其思慮之智、內治官府、外收斂關市山林澤梁之利、實倉廩府庫、此其分事也。農夫、蚤

出暮入、耕稼樹藝、多聚菽粟。此其分事也。婦人、夙興夜寐、紡績織紉、治多麻絲葛緒、細布練、此其分事也」とあるように、財の生産の側面において、「農夫、蚤に出で暮に入り、耕稼樹藝、多く菽粟を聚む、これその分事なり。婦人、夙興夜寐、多き夜寐ね、紡績織紉、多く麻絲葛緒を治め、布練を細る、これその分事なり」として、男性が耕し、女性が紡ぐという性別による分業のみを構想すること、換言すれば、その分業論が、たとえば「孟子」滕文公下篇に「子、不通功易事、以羨補不足、則農有餘粟、女有餘布。子、如通之、則梓・匠・輪・輿、皆得食於子」とある、農業と手工業との分離と兩者を結合する機能、「子、もしこれを通ずれば、すなわち梓・匠・輪・輿、みな子に食を得」、すなわち商業への言及のみられる分業論ではないこと、をも指摘した⁽³⁾。

しかるに、「墨子」の經・説下の第一三〇條は、穀物の購入をめぐって、穀物の價格の變動と貨幣價値の變動とのたがいに消長する關係について論じており、第一三一條は、物の賣れる條件を物の價格の適正さに求める議論、つまり賣買が成立した時点での價格こそが適正な價格とする議論を展開している。また、いわゆる「兵技巧書」に分類される號令篇には、戦争のさしせまった緊急時に、官は穀物や布帛などを一定の

墨家經濟思想中の號令篇の位置（岡本）

價格で「券」との交換によって民から購入し、戦争が終了したのち、「券」と貨幣、あるいは「爵」とを一定の割合で交換する、さらに「爵」は免罪の機能をも有する、という構想がみられる。このようにみてきたとき、墨經あるいは號令篇にみられる、貨幣、また「爵」と穀物、布帛等を一定の割合で交換する構想と、十論二十三篇にみられる「互酬」、その展開としての「再分配」の構想とは對立するとも考えられよう。

この二つの構想が、內的關聯をもたないものであるとすれば、「墨子」の十論二十三篇と號令篇の經濟思想とは、統一的に理解しえないことになり、「兵技巧書」を「墨子」書の缺くことのできない有機的な一部であるとすする現在における墨家研究の水準からすれば、あるいは十論二十三篇の經濟思想についてのわれわれの理解に問題があるとも考えられる。

しかし、號令篇における財の交換が官と民との、しかも緊急時における官による民の財の收容という性質をもつものであることにもまた注意する必要がある。すなわち、十論二十三篇の財の交換にかかわる言説と號令篇の言説との間には、言説のなされた場の性格に相違があるのであって、それぞれの言説の相違をそれとの關聯で理解できないだろうかとも考えられるのである。

また、號令篇にみられる「交換」への關心に關聯して、非樂上篇のさきに引用した箇所「士君子、竭股肱之力、實倉廩府庫、思慮之智、內治官府、外收斂關市山林澤梁之利、實倉廩府庫、此其分事也」とあるように墨家が「關市の利」への關心を示していることも注目される。しかし、ここで注意したいのは、この「關市の利」へ關心が「商」の機能への充分な理解に裏付けられた關心であるのか、換言すれば、「商」の主體的立場にたつての關心なのか、あるいは收奪の對象としてのみ「關市」に關心を示しているのか、こうした問いもまた問われるのである。

以上のような問題意識を背景に、小稿では、號令篇にみられる構想の具體的な様相とその構想の發想された場の性質を検討し、この構想と「互酬」——「再分配」系統の構想との內的關聯について考察し、十論二十三篇、號令篇を通しての墨家の經濟思想のトータルな把握を試みたい。

2 號令篇における粟米の移動

「墨子」號令篇はその冒頭に「諸行賞罰、及有治者、必出王公。數使人行勞賜守邊城關塞、備蠻夷之勞苦者、舉其守卒之財用、有餘不足、地形之當守邊者、其器備常多者」とあつて

「邊城關塞を守り、蠻夷に備う」ることに關聯し、「王公が賞罰を行う」ことによつて軍事規律を遵守せしめる問題を論じた文獻であるが、號令篇の文獻としての性質、成立時期および成立の場については、すでにより詳細に先學が論じ、最近では、新たに出土した木簡類、とくに秦律關係の木簡類と號令篇の對比から精力的に考察がすすめられ、號令篇が、秦墨の手によつて、秦の惠文王が王號を稱して以後、すなわち紀元前三二五年以後に成つた、そして秦の西北邊境での匈奴との軍事上の緊張關係を背景に成立した文獻であるとする説が提起された。

「墨子」號令篇は、戦時にのぞんで官が民の粟米その他を收納するさいのプロセスについて以下のように述べる。

收粟米布帛錢金牛馬畜產、皆爲平直其賈、與主人券書之。事已、皆各以其賈賠償之、又用其賈貴賤多少賜爵。欲爲吏者許之。其不欲爲吏、而欲以受賜賞爵祿、若贖出親戚所知罪人者、以令許之。

同様の記述は、雜守篇にもまたみられる。

民、獻粟米布帛錢金牛馬畜產、皆爲置平賈、與主券書之。

今、訓讀すれば、「粟米布帛錢金牛馬畜產を收むるに、みな

ためにその賈を平直し、主人に券を與えて、これを書す。事已れば、みなおのおのその賈を以てこれを賠償し、またその賈の貴賤多少を用て爵を賜う。吏爲らんと欲するもの、これを許す。その吏爲らんと欲せずして以て賜賞爵祿を受けもしくは親戚、知るところの罪人を贖出せんと欲するもの、令を以てこれを許す」(號令篇)、および「民、粟米布帛錢金牛馬畜産を獻ずるに、みなために平賈を置き、主に券を與えこれを書す」(雜守篇)となるが、以上の記述を總合すれば、官による民の財物の收容についての構想は以下のようにまとめられよう。

官が民の粟米、布帛、錢金、牛馬、畜産を收納する場合、それぞれのものについて、公平でゆがまない價格を定めて購入する。⁽⁹⁾ そのさい證據として證券を交付する。戰爭が終結したのち、證券と交換して代金を支拂う、場合によっては吏に任用し、あるいは價格に對應する爵を賜う、希望によってはさらに爵の贖罪機能を媒介として粟米、布帛などは、親戚や知人の刑罰と交換しうる。

換言すれば、ここでの民から官への財の移動は、價格を媒介にして實現される、ということになる。しかも價格は「券」によって表示され、「券」は結局、他のなものかと交換され

墨家經濟思想中の號令篇の位置(岡本)

ることによって、その機能を果たすのであるから、ここににおける「券」は「紙幣」の萌芽であり、その發行權を官が獨占したともいえる。

なお、戦時における約束にかかわって、墨家が、客觀的な證據を交換することは、「呂氏春秋」離俗覽上徳にみられる「墨者鉅子孟勝、善荆之陽城君。陽城君令守於國、毀璜以爲符、約曰、符合聽之」という記述によっても明らかである。

ここにおいて、墨家集團を率いる鉅子孟勝と陽城君との「陽城君の不在中は墨家集團が陽城を守備する」という約束は「符」というかたちで客觀化されたのであった。緊急時において、一定の價格で財を收容した證據として「券」、すなわち客觀的な「文書」を民に給付するのは、外部との約束を、「符」という形式で文書化するのと共通の發想である。⁽¹⁰⁾

さらに「券」が「爵」と交換可能であることに注意すれば、そこに「納粟授爵」の發想がみられるであろう。すなわち「商君書」去彊篇に「興兵而伐、則武爵武任、必勝。按兵而農、粟爵粟任、則國富」とあって、戰爭のさいの功績に對する「武爵武任」と並行して、農業生産における功績に對しての「粟爵粟任」が主張され、斬令篇に「民有餘糧、使民以粟出官爵。官爵必以其力、則農不怠」とあるように民に餘糧があれば、

民に粟を納めさせ、官を進め、爵を與える、それによって農業生産を高める、という發想である。

そしてこの構想は、漢代にはいつての龜錯が漢の西北邊境防備のために「今募天下入粟縣官、得以拜爵、得以除罪。……爵者、上之所擅、出於口而亡窮。粟者、民之所種、生於地而不乏。夫得高爵與免罪、人之所甚欲也。使天下入粟於邊、以受爵免罪、不過三歲、塞下之粟必多矣」(漢書 食貨志上)、民をして邊境に粟を入らしめ、その代償として爵を與え、爵は刑罰との交換も可能とせしめよ、と提言し、それを受けた文帝が「令民入粟邊。六百石爵上造、稍增至四千石爲五大夫、萬二千石爲大庶長、各以多少級數爲差」(漢書 食貨志上)として實施した構想と共通するといえるであろう。⁽¹⁾ただし、これらの構想において、「券」の媒介のないことは注意されなければならないであろう。

3 號令篇における「市」の不在

ところで、戰爭にのぞんで官が民から戰略物資を購入する構想は、戰國時代中期に成立したとされる「尉繚子」にも「夫出不足戰、入不足守者、治之以市。市者所以給戰守也。萬乘無千乘之助、必有百乘之市」(武議)とみられる。ここで、注

意したいことは「尉繚子」において、「市なるもの、戰守に給する所以なり」として、財を購入する場が、「市」として設定されていることである。

「尉繚子」にあって、「市」の果たす機能は、財の購入にかかわるだけではない。「市」が官にとつての情報収集の場でもあることが「視無見聽無聞、由國無市也」(武議)、「視れども見るなく、聽けども聞くなきは、國に市なきによるなり」と逆説的に示されている。

さらに「市」における物の賣買に積極的に官が介入する、として「夫市也者、百貨之官也。市賤賣貴、以限士人。人食粟一斗、馬食菽三斗、人有飢色、馬有瘠形、何也。市有所出而官無主也。夫提天下之節制而無百貨之官、無謂其能戰也」(武議)と論ずる。「市」において、官は「賤きを市い貴きを賣り」價格を制御し、人民の消費水準を保證し、また限定するのである。

戰爭をひかえて、民から財を購入する、という構想においては號令篇は「尉繚子」と共通するものの、財の購入の場として「市」を設定するという構想において、兩者は區別される。

ただ、「墨子」雜守篇の末尾に「凡不守者有五。城大人少、

一不守也。城小人衆、二不守也。人衆食寡、三不守也。市去城遠、四不守也。畜積在外、富人在虛、五不守也」とあって、たしかに「市、城を去ること遠き」を城壁防御にとって五つの不利な条件のうちの一つに数え、「市」の不在が守城の戦いとかかわりをもつことが論じられてはいるが、「市」をどのような機能を果たす存在として把握しているのか、どのように戦争とかかわるのか、については明確な説明はなく、戦略物資の購入と「市」とのかかわりについて明確に述べる「尉繚子」の言説とはおおきなへだたりがあるといえよう。

ところで、戦國期の文献のなかで、「市」の機能について、もっとも鋭い指摘をしているのは、「尉繚子」とほぼ同時期、戦國中期中に成立した「孟子」である。

「孟子」は「市」について「古之爲市也、以其所有、易其所無者。有司者治之耳。有賤丈夫焉。必求壘斷而登之、以左右望罔市利。人皆以爲賤。故從而征之。征自此賤丈夫始矣」（公孫丑下）として、「市」は、民がそれぞれの有無を交換する場である、「市」への参加者は、民のみであって、「有司なるもの、これを治むるのみ」、官は財の交換にはかかわらない、とするのである。交換のさいに有利な立場を確保すべく情報を先取りしようとし、「壘斷」、小高い丘に登る「丈夫」も民で

あって、他の「市」への参加者と基本的な立場に相違はないのであり、だからこそ、その情報を獨占しようとする「行爲は、他の参加者から「賤」とされるのである。その本来のありようからして、「市」への参加者は民であり、官は「市」の条件整備の役割をはたすのみであった。「征商」、「市」に参加する賣り手に税をかけるのも、情報の公平性の確保をはかるため、という意味では「市」の条件整備にかかる費用ということができ、賣り手としての民にとっては「市」への参加費用の意味をもつといえよう。

以上のような「市」にたいする把握のありようは、「尉繚子」の「市」への把握のありようとは、おおきく異なる。「市」を民と民との財の交換の場として把握している「孟子」にたいし、「尉繚子」は「市」を官が民の財を購入の場、戦略物資を官が一方的に徴發する要素を多分に含む購入の場としてとらえているのである。にもかかわらず、「尉繚子」は「孟子」とともに財の購入の場として「市」を想定している。それにたいし、號令篇は、官による民の財の購入を構想する側面において「尉繚子」と共通するものの、「市」を設定しないことよってそれとは區別される。

そして、まさに「市」の發想がないことに對應して、財の

購入にかかわる情報は、號令篇に「慎無令民知吾粟多少」、「民にわが粟の多少を知らしむれなかれ」とあるように、官によって獨占され、民は情報から遮断されているのである。

4 「關市」への關心——「墨子」の場合

財の移動の場として「市」を想定していない「墨子」號令篇であるが、十論二十三篇において「墨子」は「關市之利」について言及する。

すでに引用したところであるが、「墨子」非樂上篇に「士君子、竭股肱之力、實其思慮之智、内治官府、外收斂關市山林澤梁之利、實倉廩府庫、此其分事也」、「士君子・・外、關市山林澤梁の利を收斂し、倉廩府庫を實たすは、これその分事なり」とあり、同様の記述は尙賢中篇に「賢者之長官也、夜寢夙興、斂關市山林澤梁之利、以實官府」、非命下篇に「今也卿大夫之所以竭又肱之力、殫其思慮之智、内治官府、外收斂關市山林澤梁之利、以實官府」としてみられる。

これらの記述に注目するとき、「墨子」がなんらかの意味で「關市」に關心をいだいていたことは確實であるが、問題はその關心の具體的な内容であろう。すなわち「關市」への關心が、「關市」を利を收奪する場としてとらえる立場からの關心

なのか、あるいは「關市」を利用する商人がみずからの利をはかる場として位置づける立場からの關心なのか、ということが問題とされなければならない。

ところで戰國時代中期の文獻、「孟子」には「關市」にたいする強い關心がうかがわれる。ここでもまた、われわれは「孟子」のそれと對比しつつ、「墨子」の「關市」への關心のありようを論じていきたい。

「孟子」梁惠王上篇は王者の「仁政」の具體的な内容を「今王發政施仁、使天下仕者皆欲立於王之朝、耕者皆欲耕於王之野、商賈皆藏於王之市、行旅皆欲出於王之塗」と述べ、公孫丑上篇も「尊賢使能、俊傑在位、則天下之士、皆悅而願立於其朝矣。市廛而不征、法而不廛、則天下之商、皆悅而願藏於其市矣。關譏而不征、則天下之旅、皆悅而願出於其路矣。耕者助而不稅、則天下之農、皆悅而願耕於其野矣。廛無夫里之布、則天下之民、皆悅而願爲之氓矣」と述べる。

「市廛而不征、法而不廛」、「關譏而不征」¹³⁾、すなわち「關市」の税を軽減することによって、「商賈、みな王の市に藏せんと欲し、行旅、みな王の塗より出でんと欲す」、「天下の商、みな悦びてその市に藏せんことを願う。天下の旅、みな悦びてその路より出でんことを願う」、その支配下にある「關市」を

利用する「天下の商」、「天下の旅」を増加させる、それが王者の「仁政」とされる。このことを「天下の商」、「天下の旅」のわからず言えば、かれらはみずからの利を求めて、より税負擔の軽い關、市を選択することができることになる。かれらの眼前には、税負擔の異なる複数の交通路と複数の市とが展開されているのであり、だからこそ當該の關、市の管理者はみずからの管理する關、市を他の關、市よりも、より好條件で「天下の商」、「天下の旅」に提供することになるのである。「孟子」においては、「商人」にかぎらず、賢者、農民にまでがより有利な條件を求めて移動するのだが、移動する存在の典型が「利」を追求して、より有利な關、市を選択する商人なのである。換言すれば、「孟子」の王道論⁽¹⁴⁾が、農民の、ある土地から他の土地へ「移動する自由」をもっていること前提としているが、そうした發想の原型は、「天下の商」、「天下の旅」は、複数の交通路、複数の市場から自己にもっとも有利な交通路、市場を「選擇する自由」をもっていたことにある。

以上の考察にしたがえば、「孟子」の「關市」への關心は、複数の交通路、市場の存在を前提にして、それらを利用する側の選擇權を考慮にいれた關心であるといえよう。⁽¹⁵⁾

一方、「墨子」の關心は「關市山林澤梁之利」を收奪する、という方向での關心にしばられる。「墨子」にとって「關市」は「山林澤梁」と並列される存在であり、「山林澤梁」が、おのずからそこにある自然、君主にとって完全なる客體であることに注意すれば、「關市」もまた、そこからおのずと利の生じてくる、收奪の對象たる客體なのである。「關市」を利用する立場を含んだ把握はそこには存在しないのである。假定の問題として、もし、利用者の立場について「墨子」に問えば、利用者は、その關、市を利用せざるを得ない、他に選擇肢は存在しない、と答えるであろう。

なお「山林澤梁」について付言すれば、「墨子」において「山林澤梁」は君主の收奪の對象になっているのに對し、「孟子」は「昔者文王之治岐也、耕者九一、仕者世祿、關、譏而不征、澤梁無禁、罪人不孥」(梁惠王下)と述べ、また「不違農時、穀不可勝食也。數罟不入洿池、魚鼈不可勝食也。斧斤以時入山林、材木不可勝用也」(梁惠王上)とも述べ、文王の治に託して「關、譏ぶれども征せず、澤梁、禁なし」とし、「山林澤梁」の利用を君主の獨占から解放して、一般人民の利用を許し、さらに「數罟、目の細かい網は洿池にいれてはいけない」、「斧斤は、時期を定めて山林に入れる」、すなわち

「山林澤梁」にたいしては、一般人民といえども恣意的な利用は許さない、としている。すなわち「孟子」にあって、「山林澤梁」は一定の規制のもとで一般人民が利用しうる場なのであって、「墨子」のように君主の獨占到ゆだねられる場ではないのである。

以上のようにみてきたとき、「墨子」の關市への關心は商業活動への關心に根ざしたのではなく、收奪の對象としての關心であつたことがあきらかになるであらう。

5 墨經の價格論

號令篇、雜守篇は、官が民から「粟米布帛」などを「平直其價」(號令篇)、「置平價」(雜守篇)として一定の價格をもつて收容するとしている。したがつて號令篇、雜守篇の主張をより明確に理解するためには、價格についての墨家の議論を分析する必要があることになる。かくて、われわれは、穀物の購入をめぐる、穀物の價格の變動と貨幣價値の變動との關聯について論じている墨經・說下の第一三〇條、物の賣買の成就する條件を價格の適正さに求める第一三一條⁽¹⁶⁾を以下に分析していきたい。

それぞれの本文は以下のとおりである。

第一三〇條

經 賈(價)無貴。說在假(反)其賈(價)。

說 刀權相爲賈(價)。刀輕則權不貴。刀重則權不易。王刀無變。權有變。歲變權、則歲變刀。若鬻子。

第一三一條

經 賈(價)宜則讐(售)。說在盡。

說 盡也者去其所以不讐(售)也。其所以不讐(售)去則讐(售)、正賈(價)也。宜不宜在欲不欲。若敗邦鬻室嫁子⁽¹⁷⁾。

この兩條の解釋については、行論の進行のなかで明らかにしていきたいのだが、高田淳氏は解釋の方向として「墨家内部で物品の購入を司る部門があつたことを前提とする」と述べておられる⁽¹⁸⁾。たしかに墨家集團の生活のありようとの關聯でこの兩條を解釋することもできようが、すでにみた號令篇に「收粟米布帛金錢牛馬畜産、皆爲平直其賈、與主人券書之」、また雜守篇に「民、獻粟米布帛金錢牛馬畜産、皆爲置其賈、與主券書之」とあることを考慮に入れれば、生活體驗を越えたレベルでの墨家の思索、問題意識をこの兩條にみるこ
とができるはずである。

ところで、物とその價格との關聯について「孟子」も「陳

相曰) 從許子之道、則市賣不貳、國中無僞。雖使五尺之童適市、莫之或欺。布帛長短同、則賣相若。麻縷絲絮輕重同、則賣相若。五穀多寡同、則賣相若。履大小同、則賣相若。(孟子曰) 夫物之不齊、物之情也。或相倍蓰、或相什伯、或相千萬。子比而同之、是亂天下也。巨屨小屨同賣、人豈爲之哉。從許子之道、相率而爲僞者也。惡能治國家哉(滕文公上)と述べる。

同一の機能を果たすものは量が同じならば、價格もまた等しくあるべきだ、「布帛、長短同じければ、すなわち賣相い若し。麻縷絲絮、輕重同じければ、すなわち賣相い若し。五穀、多寡同じければ、すなわち賣相い若し。履、大小同じければ、すなわち賣相い若し」とする許子の徒、陳相にたいし、孟子は物の質までを考慮に入れて「物の齊しからざるは、物の情なり」とし、「齊しくない」物それぞれの價格が異なるのは當然とし、それらを等しくすることこそ「天下を亂す」とするのである。

異なる物は、價格もそれぞれに異なる、いわば當然の認識を孟子は示しているが、墨經・説下の兩條が物の價格を貨幣の購買力との關聯で論じるときの問題意識は、孟子のそれとは異なる。

墨家經濟思想中の號令篇の位置(岡本)

第三〇條は以下のよういいう。

經 物を買うのに、物の價格が「高すぎる」ということはない。説は物價と貨幣の價格(購買力)とはたがいに正反對の方向に向く關係にあるからだ。

説 刀(貨幣)は穀物とは正反對の方向に向く關係にある。貨幣の價格(購買力)が低いときには、穀物の名目上の價格は高くなるが、しかし穀物のほんとうの價值が高くなったわけではない。貨幣の價格が高いときには、穀物の名目上の價格は低くなるが、しかし穀物のほんとうの價值が低くなったわけではない。

王刀(公定貨幣)の額面上の價格には變化はない。しかし穀物の價格が年ごとに變化するのだから、貨幣の價格(購買力)は年ごとに變化するのだ。あたかも子を齎ぐ場合のごとくである。貨幣の價格が低いときには、子の名目上の價格は高い。貨幣の價格が高いときには、子の名目上の價格は低い。しかし、いずれの場合にせよ、子は、ほんらいの價值にはかかわりはないのである。

ここで意識されているのは、同一の物が「時」の違いによって價格を異にする、という事態である。

同一の物にもかかわらず「時」の違いによって、價格が變

化する、そういう事態がありうることを認めつつ、それは見かけ上の變化であつて、穀物の價值そのものに變化があつたわけではない、墨經は上述の事態をこのように理解するのである。

ここには貨幣によつて測定される價格とは別に、「物のほんらいの價值」を想定する考え方があり、しかも貨幣の購買力と物の價格とが相反する關係にあるのだから、賣買の成立した時點における現實の價格は、その時點での貨幣の購買力を考慮にいれば、かえつてその物の「ほんらいの價值」を實現していることになる。「價に貴きはなし」とはまさにこうした事態を意味しているのである。

第一三一條は、物の價格を需要の側、すなわち購買者の側から問題にしている。

經 價格が適正であれば、物は賣れる。説は盡すことにある。

説 盡すとは、賣れない理由を除去することである。賣れない理由を除去すれば、そのときには物は賣れる、このときの價格が適正な價格である。價格が適正であるかどうかは、需要者が欲するか欲しないかによる。敗れた國において、家屋、嫁、子供を鬻ぐがごとくである。敗れ

た國で、不動産を賣り、子を嫁がせる場合のようなものだ。購入したいものがほとんどない場合、價格がきわめて低くなつても、それが適正な價格なのである。⁽¹⁹⁾

經によれば、物が賣れるか、賣れないかは價格の適正さによるのであるが、説はさらに議論をすすめて、賣れた時點での價格こそが適正な價格であり、それを決定するのは需要者の購入意欲の有無による、としている。

墨經・説下第一三〇條、第一三一條は以上のような價格論を展開しているのであるが、とすればこの價格論は、需要する立場、購入する立場からの議論だといえよう。

すでに述べたように「墨子」において物の價格が問題にされたのは、號令篇、雜守篇であつた。ここでは、官が民から「粟米布帛」などを購入する文脈で價格が問題にされていた。このことは、「孟子」の價格論が、「巨屨小屨、賈を同じくすれば、人、あにこれを爲らんや」、精緻な屨も粗惡な屨も⁽²⁰⁾價格が等しければ、精緻な屨を作るものなどいなくなるであろう、とする價格論、すなわち價格の差異がより良質な物の生産を刺激する、とした生産する側を視野に入れた價格論であるのと對比するとき、注意されよう。そして、號令篇、雜守篇において、購入し、需要する側が官であることに注意す

れば、墨經・説下第一三〇條、第一三一條の議論は、官の側に立つ議論であるといふ。

ここで、さきに號令篇の「平直其賈」、雜守篇の「皆爲置平賈」を「公平でゆがまない價格を定めて購入する」と解釋した根據について考察しておきたい。

墨經の價格論にあつては、賣買が成立した時點での價格は需要者側の要因によつて決定され、貨幣價值との相關關係を考慮するとき、その價格こそが、その物ほんらいの價值を實現していることになり、従つてそれは「公平でゆがまない」價格である。號令篇、雜守篇にあつて、官は民から「粟米布帛」を收容する。官が需要者である以上、價格は官が設定することになる。官が設定した價格で收容、すなわちやや變則的な性質を有する賣買が成立する。とすれば、その時點での價格、官、換言すれば需要者が設定した價格は、その物ほんらいの價值を實現していることになる。したがつてその價格は「公平でゆがまない價格」であり、だとすれば、「平直其賈」、「皆爲置平賈」は「公平でゆがまない價格を定めて購入する」と解釋できるであらう。

6 民から官への財の移動

墨家經濟思想中の號令篇の位置（岡本）

これまでわれわれは、「墨子」號令篇、雜守篇における財の移動とそれに關聯しての財の價格の問題を論じてきた。

そこで明らかにしたのは、これら兩篇における財の移動、具體的には「粟米布帛」などの移動は、民から官への移動であり、民と民との間の移動という性質のものではなく、官から民への財の移動もまた考慮されてはいなかった、ということである。財が、民から官への移動する一方で、「券」が官から民へ與えられる、そして「券」は吏となること、爵を授けられること、刑を免除されることと一定の割合で交換可能なのであった。したがつて「券」は計量可能であり、つまりは「粟米布帛」などの價格を表示することになるのだが、その價格が官から一方的に提示される、ということもまた、墨經の經・經説下の第一三〇條、第一三一條を分析することによつて明らかにした。

ところで「墨子」尙賢下篇に「曰、天下之士君子、皆欲富貴而惡貧賤。曰、然。女何爲而得富貴而辟貧賤。莫若爲賢。爲賢之道、將奈何。曰、有力者、疾以助人、有財者、勉以分人、有道者、勸以教人」とある。

ここで「財有るもの、勉め以て人に分つ」ことが「賢」とされていることに注目しなければならない。なぜなら、墨家

においてたとえは尙賢中篇に「古者聖王、唯母得賢人而使之、般爵以貴之、裂地以封之、終身不厭」とあるように、「爵を授けらるる」ことはたがいに關聯するのであり、従つて「財を人に分つ」ことと「爵を授けられる」こととは「賢」を媒介として繋がるのである。そして、たとえば尙賢上篇に「故古者聖王之爲政、列德而尙賢。……高予之爵」とあるように、爵を授ける権限が君主にある以上、民から民への財の移動は民相互の間で直接に行われるのではなく、君主、換言すれば權力、官を媒介として行われることになるのであるが、ここにおいて注意したいのは、在の移動に君主がかかわるという基本的な發想において、尙賢篇と號令篇、雜守篇とが共通することである。

しかし、後者は、民から官への財の移動を明快に打ち出し、にもかかわらず官から民への財の再分配に言及していない。ここにおいてわれわれは、號令篇、雜守篇が戰爭にのぞむ場を前提として財の移動を問題にしていることに注目しなければならぬ。

戰爭はなにもかを生産する營みではない。純粹に消費の營みである。軍隊はなにもかを生産するための組織ではな

い。ひたすら消費する組織である。軍隊を維持し、戰爭を遂行していくためには、龐大な物資を必要とする⁽²⁾。まったくの消費者である軍隊、それを養う財を供給する方法として、官が民から財を收奪する以外に方法はないのである。號令篇、雜守篇において、まったくの消費者の側にたつて財の移動のありようが語られるのも當然であるといえよう。

そして尙賢下篇の場合、「爵」を媒介として「財」は「財有るもの、勉め以て人に分つ」とあるように、ふたたび他の民に移動する、すなわち再分配されるのであるが、戰爭がまったくの消費であり、軍隊がまったくの消費者である以上、財は、官に移動した段階で、ふたたび民へ分配されるのではなく、官によって消費されてしまうのである。

7 おわりに——残された課題——

以上、われわれは「墨子」號令篇、雜守篇にみえる財の移動の問題をみてきた。

そしてそこにみられる財の移動は、生産者としての民と純粹な消費者としての官、軍隊といつてもよい、の間の財の移動であった。これはきわめて特殊な場を設定しているのであり、通常の場での、なにもかを生産する存在の間での財の

相互移動にあっては、「墨子」は冒頭にみたように「相互應酬」「互酬」を構想していたのである。たしかに「相互應酬」が可能なのは、雙方が、應酬すべきなものかをもっているからこそなのである。一方が消費するのみであったならば、「相互應酬」は成立しないはずである。したがって「なにものをも生産しない純粹な消費者」としての軍隊の必要性がなくなったとき、換言すれば自己と對立する集團、自己とは異質な集團、組織が消滅したとき、「墨子」の財の移動にかかわる見解は、原型の發想、すなわち「相互應酬」、「互酬」に戻るといえよう。そこでは財は、閉ざされた、一つの空間においてのみ、相互移動する、空間は一つしかなくその内部を往復するのである。「孟子」の發想が、異なる、複数の集團の存在を前提とし、財は集團と集團との間を往復する、不特定多數の人々が、物の有無を調整する取引をとおしてのみ、そのとき限りかわる、そうした發想であるのに對し、「墨子」の發想は、それとはまさに正反對であるといえよう。

ところで、このように理解するとき、われわれは奇妙な事態に逢着する。

世界が一つになり、並び立つ他者、すなわち敵對者が存在しない世界、その意味で「絶對平和」の世界、そうした世界

墨家經濟思想中の號令篇の位置（岡本）

こそ秦の始皇帝が理念のうえで實現させた世界ではなかったのか。漢代中期、武帝の最盛期以降、匈奴を制壓した漢帝國が實質的に現實化させた世界ではなかったのか、そして、對立する世界、敵對する世界が存在しない「絶對平和」の世界、世界が一つになった時點こそ、墨家思想がその原型において前提した世界ではなかったのか。

たとえば、「非攻論」は戰爭反對の議論であるとともに、對立する他者の存在しない世界をあるべき世界とする議論ではないか。そして秦の始皇帝の世界、漢の武帝の世界、墨家の理想とした世界、それらの世界は、複数の集團が分立する世界、すなわち「孟子」の描いた世界とはまさに正反對の世界であろう。だとすれば、この時點こそは、墨家思想にとって自己の前提が實現した時點であり、思想界のヘゲモニーを握ってもよかつたのではないか。

事實、漢代中期の儒家思想が、その思想の實質においてかなり墨家に近い内容を含んでいたことはすでに指摘されている⁽²²⁾。そしてこの時期の儒家思想が「平和」志向であったことも指摘されている⁽²³⁾。この志向は、換言すれば、漢に對立する「敵」、獨自の世界の存在を見ようとはしない志向をもっていたことになるであろう。

かくて、ここに一つの問題が残される。「平和」志向、農本主義志向（後者は「孟子」とはまったく異なる志向である）をもつこの時期の思想が、なにゆえ「墨家」思想ではなく、「儒家」思想であったのか、「儒家」思想とよばれたのか、という問題である。ことは、おそらく儒家思想における孔子の位置づけ、⁽²⁴⁾具體的には「孔子素王説」の問題、と墨家思想における墨子の位置づけとの相違が關聯するであろう。

また、「聖人」たる孔子が君主になれなかったことをどのよう⁽²⁵⁾に説明するのか、といった、いわば「孔子素王説」の裏返し、の問題意識は、當然にも、歴史における偶然の出來事の生起を認めることに繋がるであろう。世界が偶然を許容するのか、あるいは、すべてが因果の連鎖によって決定されているのか、⁽²⁵⁾といった儒家と墨家との世界像の相違に關聯するであろうとも考えられるが、残された課題としておく。

(1) 拙稿『『墨子』における『財』の交換』（『東洋の思想と宗教』第九號 早稲田大學東洋哲學會 一九九二年）を参照された
い。

(2) 前掲拙稿を参照された。

(3) 前掲拙稿および拙稿「墨家の分業論——『商』の觀念の缺

如に關聯して」（『中國古典研究』第三〇號 中國古典研究會 一九八五年）を参照された。

(4) 條文の番號については「墨經校詮」（高亨 北京科學出版社 一九五八年）に従った。

(5) 號令篇の讀解および本文の校定については岑仲勉「墨子城守各篇簡注」（北京古籍出版社 一九五八年）、吳毓江「墨子校注」西南師範大學出版社 一九九二年）、山田琢「墨子下」（明治書院 一九八七年）を参照した。

(6) 渡邊卓「墨家の兵技巧書について」（同氏著『古代中國思想の研究——〈孔子傳の形成〉と儒墨集團の思想と構造——』創文社 一九七三年 所收）を参照された。

(7) 李學勤「秦簡與『墨子』城守各篇」（『雲夢秦簡研究』中華書局 一九八一年 所收）を参照された。

この考察は首肯しうるものであり、さらに以下に示す戰時にのぞんでの戰略物資の調達についての言説のなかで、雜守篇が「牛馬畜産」として馬に言及していることは、この篇の前提としている防衛戰が、歩兵との戦いのみであるよりも、馬を重要な要素とした防衛戰であり、したがって秦の西北邊境での匈奴にたいする防衛戰であったということを強く示唆するであろう。

(8) 原文は「出内」であるが、雜守篇の類似的文を考え合わせ、王樹枏の校定に従い、「牛馬」と改めた。

(9) 「平直其實」をこのように解釋する根據は、墨經にみられる

價格論と關聯する。それを議論するさい述べたい。

- (10) ことがらを「文書」化しようとする號令篇に一貫してみられる傾向について、筆者は「關於『墨子』號令篇的文書主義」(第五屆「墨學國際研討會」北京 一〇〇一年)として發表した。なおこの發表を日本語に要約した「『墨子』號令篇の文書主義について」(『埼玉工業大學教養紀要』第一九號 二〇〇一年)を参照されたい。

- (11) 西嶋定生「中國古代帝國の形成と構造」(東大出版會 一九六〇年)一一八頁〜一三五頁を参照されたい。岑仲勉前掲書は號令篇の該當箇所「此已開漢武帝買武功爵得除爲吏及卜式以輸財拜中郎之先例」と注しているが、武帝以前に文帝時期の政策として「納粟授爵」が實施されているのである。なお宋絛五「漢文帝時期入粟受爵政策之探討」(『新亞書院學術年刊』第十二期 一九七〇年)は「經濟學および財政學の觀點」から漢の文帝期の入粟受爵政策の效用とその政策に内在する限界を分析している。

- (12) 「尉繚子」の文獻としての性質については湯淺邦弘「尉繚子」(同氏著「中國古代軍事思想史の研究」研文出版 一九九九年 所收)、柴田昇「尉繚子」の世界——戰國期中國における軍事的教養の一形態——(『東方學』第九二輯 一九九六年)、萩庭勇「尉繚子」(明德出版社 一九九二年)を参照した。

- (13) 「市塵而不征、法而不塵」の解釋には多くの異説がある。ま墨家經濟思想中の號令篇の位置(岡本)

た「管子」,「禮記」にみえる類似の記述との對比から、武内義雄は「法而不塵」は行文であるという(『孟子』岩波文庫舊版)。したがうべきであろう。ただ、われわれの文脈において問題となるのは、この政策が、その關市を利用する商人にとって、他の關市を利用するよりも相對的に有利になる政策であり、したがって多くの選擇肢のなかから商人はその關市を選ぶということである。なおこの二句の解釋において、朱子と鄭衆及び房玄齡との二方向の解釋があることについては、曾我部靜雄「市塵而不征」(『集刊「東洋學」一七 一九六七年)を参照されたい。

- (14) 拙稿「孟子における民の移動の問題——『王道論』の前提——」(『埼玉工業大學教養紀要』第四號 一九八六年)を参照されたい。また吉本道雅氏は「孟子の頃、農民の流動は寧ろ日常的な事態」であり、孟子自身、その階層に屬する「遊士の流動性は諸侯國分立という『封建』的状況が大前提である」と述べている(『孟子小考——戰國中期の國家と社會——』「立命館文學」五五一 一九九七年)。

- (15) ある西アフリカ史の専門家は「強制力行使する政治權力自身も、經濟活動から得られる利益や國家の保護料收入を目標して隊商の交通の支配權を競い合っていた。どの國家も小さいうちは、隣國以上の保護料の徴收は、交易の逃散というリスクを招いた。多くの代替ルートが存在したからである。」(フィリップ・カーティン「異文化間交易の世界史」山影進

他譯 八二頁 N T T出版 二〇〇二年)と述べている。十九世紀の西アフリカと紀元前四世紀の中國との間に存在する時間的、また空間的な差異を一切捨象し、小國の分立とそれに對應する隊商、という點での共通性にのみ注目すれば、戰國中期において、「孟子」が「關市にかけの税を軽減したほうが、結局は當該の君主の利益になる」と主張するのも、重税が隊商の逃散という事態を招くと想定してのことであると考えられる。

(16) ここで第一三〇條、第一三一條の本文校定について論じておきたい。

「賈無貴」。孫詒讓「墨子閒詁」は「賈無貴」とする。「物の賣買が成立したとき、その價格に『高すぎる』ということはない、と解釋して通じるが、下文に「賈」とあるところから「賈」と改めた(高亨「墨經校詁」による)。實質的な意味は、翻譯に示したとおり、違いはない。なお「賈」は「價」に通じる。

「其所以不讐去則讐、正賈也。宜不宜在欲不欲。」「正賈也」を上屬させて讀むのは「墨經校釋」(梁啓超)の讀み。孫詒讓、高亨らは下屬させて讀む。丁鵬は、「關於墨經中的價格、商品貨幣關係」のなかで、上屬させるほうが合理的な讀みだとしている(「經濟研究」一九八二年一一號 北京 人民出版社)。それに従った。なお「讐」は「售」に通ずる。また「在欲不欲」、原文には「正欲不欲」とある。梁啓超、高亨らに

従って「正」を「在」に改めた。

(17) 孫詒讓は「鬻室嫁子」の語は「國語・越語」に見える、といい、吳毓江もそれに従っているが、じつは見えない。この語は「吳語」句踐滅吳夫差自殺の條に「身斬、妻子鬻」とみえる。

(18) 同氏「墨經の思想——經下・經說下 について——」(東京女子大學論集 一五卷一號 一九六四年)

(19) 第一三〇條、第一三一條の解釋については、高亨前掲書、丁鵬前掲論文、吳毓江前掲書に多くを負っている。

(20) 「巨履小履」を「精緻な履も粗惡な履」と解釋するのは趙岐の解釋。朱子は字句のままに「大きな履、小さな履」と解釋する。しかし、足の大きさは人によって異なる。ある特定の大きさの足の持ち主にとって異なる大きさの履はまったく別のもの、無用のものではないのか。「大きな履も小さな履も價格が同じなら、履作りの職人はみな大きい履をつくるであろう」というのはナンセンスではなからうか。ここで趙岐の解釋に従った所以である。

(21) では軍隊はまったく無意味な組織なのか、軍事費はまったく無意味なコストなのか、なにがしか意味のある組織であり、意味のあるコストではないのか、この問題を「墨子」にそくして考察していくことは、「墨子」の非攻論を經濟思想の側面から分析することにつながるのではなからうか。

(22) 儒家思想と墨家思想が、そもその發想において共通の基

盤をもっているのではないか、という点については、小倉芳彦「墨子思想の理解をめぐる一試論」〔史學雜誌〕六八編七號（一九五五年）が指摘している。もちろん、共通の基盤をもっているにもかかわらず、たとえば墨子と孟子のように異なった様相を呈するのは、いかなる理由によるのかも問われなければならないのだが。なお、同時代の、儒墨以外の第三者からみて、儒家と墨家とはどのような側面で共通するとされ、どのような側面で相違するとされたかについては、拙稿「戦国末期から漢代初期にかけての墨家の様相——他學派からみた——」〔フィロソフィア〕六八號（一九七七年）を参照されたい。また、漢代にはいつての儒家思想がさまざまな思想の雑沓物であり、墨家思想はそのかなりの部分を占めていることについては、福井重雅「讀『鹽鐵論』芻議——續」〔早稻田大學文學研究科紀要四三（一九九八年）を参照されたい。

(23) 前漢武帝末期から昭帝期にかけての儒家思想が匈奴對策において、反戰論の立場にたち、法家的官僚の主戰論と對立し、その反戰論の立場が一般の人情に合致し、それが儒法論争において儒家が勝利をおさめた一因ではないか、と福井重雅氏は指摘している（同氏前掲論文）。

反戰論、平和志向は匈奴の脅威を（法家的官僚の立場からすれば）過小評價、さらにゼロ化することであり、その意味で自己に敵對する世界を認識しない立場だともいえよう。

墨家經濟思想中の號令篇の位置（岡本）

(24) そのような觀點からすると「孔子素王說」は興味深いし、「孟子」にみられる「孔子素王說」の萌芽としての「孔子春秋著作説話」も注意される。淺野裕一『孔子神話』——宗教としての儒教の形成——（一九九七年 岩波書店）を参照されたい。

(25) 墨家の天志論、尙同論にみえる「天人相關」論はそうした觀點から分析できるのである。